



教育委員会だより

教育効果の向上と教職員組織の充実

—— 年度末人事方針決まる ——

昭和五十一年度末の教職員人事方針は、このほど開かれた定例教育委員会で決定されました。そのうち、採用・交流・昇任・退職等についての実施方針は次のとおりです。

○小中学校教職員

一、採用

(1) 教員については、資格・人物・健康成績等に基づいて厳選し、その配置の適正を期する。

(2) 事務職員・学校栄養職員については教員に準じて行う。

二、交流

(1) 交流に当たっては、教育振興の立場を優先し、個人的事情を参考とする。

(2) 免許状・年齢構成・性別について、各学校の均衡を図るため、努めて広域にわたって交流を行う。

(3) 各地域の実態に応じ、都市・平地・へき地相互間の計画的な交流を積極的に行う。

(4) 中堅の立場にある教員の広域交流を積極的に行う。

(5) 教職員定数の減少に即応し、学校相互間並びに県外派遣等の他県との計画的交流を促進する。

(6) 特殊教育担当者の適正な配置と交流を行う。

(7) 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行う。

三、昇任

(1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・指導力・

勤務実績・健康等のすぐれた者のうちから適任者を厳選する。

また、相当期間へき地又は、特殊教育の経験を有し、勤務成績優秀な者の抜てきを考慮する。

(2) 教頭については、校長に準じて行う。

(3) 教員については、免許状の取得状況勤務実績等によって選考する。

(4) 事務職員については、勤務年数、勤務実績等によって選考する。

四、降任及び退職

勤務実績・健康・年齢・勤務年数等を考慮して慎重に行う。

○県立学校教職員

一、採用

(1) 教員については、資格・人物・健康等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。

(2) その他の職員については、教員に準じて行う。

二、交流

(1) 免許状・性別・年齢構成等の均衡化を図るため、努めて広域にわたって交流を行う。

(2) 都市部と農村部及びへき地との交流を促進する。

(3) 高等学校の学科の設置廃止にともなう配置転換、学校種別（高等学校・特殊教育諸学校）間及び課程（全日制・定時制・通信制）間の適正な交流を行う。

三、昇任

三、昇任

(1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、法に定める資格を持ち人物・健康・勤務実績・指導力等のすぐれた者のうちから厳選する。

(2) 教頭については、校長に準じて厳選する。

(3) 右記以外の職についても、資格・人物・健康・勤務実績等を考慮して行う。

四、降任及び退職

勤務成績・年齢・勤続年数等を考慮して行う。

一月定例教育委員会

開かる

一月定例教育委員会は、昭和五十二年一月十三日に開催されましたが、その案件は次のとおりです。

◆議案

第一号 公立小学校長の人事について

第二号 福島県スポーツ振興審議会委員の任免について

第三号 福島県立高等学校条例の一部改正について

◆教育長報告事項

第一号 市町村教育委員会教育長の任命承認について

第二号 第二十九回福島県総合体育